

教員免許状更新講習 受講者募集

【ご案内】

今後の新型コロナウイルス感染拡大等による状況の変化によっては、やむを得ず、講習の開設期間の変更や廃止が生じる場合もありますので、ご了承ください。

岡山短期大学幼児教育学科では、8月に(必修領域)「全ての受講者が受講する領域」の教員免許状更新講習を、本学を会場として開設いたします。なお受講対象者の詳細については文部科学省のHPの「教員免許更新制の概要(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/001/1316077.htm)」中の「3. 更新講習の受講対象者について」をご参照下さい。

○今回開設する講習の受講対象者

【平成21年4月1日以降に初めて教員免許状を授与された方】

令和4年3月31日もしくは、令和5年3月31日が修了確認期限となる方

新免許状（平成21年4月以降に初めて免許状を授与された方の免許状）には、10年の有効期間が付されます。有効期間は、その免許状に係る所要資格を得た日から10年後の年度末となります。

また、新免許状の場合、受講対象者であるか否かにかかわらず、有効期間の満了日までに更新講習を受講・修了せず、有効期間を更新しなかった場合、所持する免許状は失効することになります。

状況に応じて更新の方法が異なりますので、以下の該当するページを御確認ください。

(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/002/1314443.htm)

【平成21年4月1日以前に初めて教員免許状を授与された方】

令和4年3月31日が修了確認期限となる方

生年月日	最初の修了確認期限	最初の講習受講期間	次回の修了確認期限
昭和31年4月2日～昭和32年4月1日	平成24年3月31日	平成22年4月1日	令和4年3月31日
昭和41年4月2日～昭和42年4月1日		～平成24年1月31日	【左記の期間に更新】
昭和51年4月2日～昭和52年4月1日		の期間に受講した方	

令和5年3月31日が修了確認期限となる方

生年月日	最初の修了確認期限	最初の講習受講期間	次回の修了確認期限
昭和32年4月2日～昭和33年4月1日	平成25年3月31日	平成23年2月1日	令和5年3月31日
昭和42年4月2日～昭和43年4月1日		～平成25年1月31日	【左記の期間に更新】
昭和52年4月2日～昭和53年4月1日		の期間に受講した方	

※ 平成21年3月31日以前に授与された免許状をお持ちの方は、平成21年4月以降に免許状が新たに授与されても、「旧免許状所持者」の扱いになり、新たに授与された免許状についても、有効期間の付されない旧免許状となりますので御注意ください。

○開設する講習

今回は、必修領域「全ての受講者が受講する領域」に関連した講習を下記の内容で開設いたします。

講習の名称	講習日
【必修】教育の最新事情	令和3年8月28日(土曜日)

定員：60人 時間：6時間 受講料：6,000円

詳細は【講習の概要と一覧】をご覧ください。

○申し込み方法

下記の事項をメールにご記入の上、kyomuka@owc.ac.jp まで送信して下さい。必要書類(実施要項、申込書、課題意識調査、受講票)をメール受付期間終了後、届出いただいた住所へ郵送いたします。受領後、「申込書」と「課題意識調査」に必要事項をご記入の上、本学にご返送ください。

※「申込書」「課題意識調査」の提出をもって申し込み完了とします。

※各講習により、定員が異なります。先着順に受け付けし、定員を満たし次第応募を締め切らせていただきますので、ご了承ください。

○メール記入事項

1. お名前(ふりがな)
2. 連絡先となる住所、自宅電話番号、携帯電話番号、メールアドレス
3. 勤務先、職名、免許状の種類
4. 生年月日
5. 修了確認期限の年月日
6. 希望講習名(複数可)

※1から6までの全ての項目をご記入下さい。件名は「免許状更新講習」として下さい。

○メール受付期間

令和3年5月17日～6月16日

〒710-8511 岡山県倉敷市有城 787
岡山短期大学 教員免許状更新講習係

【講習の概要と一覧】

講習の名称	講習の概要	担当講師	講習の期間
【必修】 教育の最新事情	本講習では、必修の講習内容として定められている4つの事項（国の教育政策や世界の教育動向、教員としての子ども観や教育観についての省察、子どもの発達に関する最新の知見、子どもの生活の変化を踏まえた課題）をもとに、現代日本の教育の現状や課題への理解を深めるとともに、現代の教員に求められる知識や技術について再考していく。	都田 修兵（幼児教育学科 講師）	令和3年8月28日